

令和7年度 クールシティ産業創出支援業務

仕様書

1 対象業務名 クールシティ産業創出支援業務

2 本業務の目的

2023年7月、世界平均気温が観測史上最高記録を大幅に更新したことで、国連の事務総長が「地球沸騰化」という表現を用いて警鐘を鳴らしたことが知られている。

厳しい夏の暑さで知られる熊谷市では、2018年7月に日本最高気温の41.1℃を記録する以前から、暑さ対策の分野を牽引している。令和5年度には、スマートシティの取組として、暑さの中で市民生活に安心を届けるサービス（暑さ対策スマートパッケージ）の実装、令和6年度には、市民が主導となり、データを活用した実践的なアイデアを生み出し、さらに具体的なプロジェクトへと発展させることを期待し、クールシティワークショップを実施した。これは、気象データ取得にかかる立正大学との共同研究を通じて、都市の暑熱環境に関する科学的データを収集・分析し、それを未来のまちづくりや新たな事業創出に活用することを視野に入れたものである。

令和7年度は、令和6年度に実施した市民参加型のデータ活用まちづくりのアイデアを発展させ、具体的なまちづくりや事業化にはつなげるための実証等を行い、事業化への道筋をつけることが重要となる。

本事業では、市民、大学、企業、行政が一体となり、地域全体でスマートシティ分野の事業創出を進めることに加えて、スマートシティ分野での実績や独自の技術を持つ市外企業を積極的に誘致し、熊谷発で世界に貢献する新たな事業を創出することで、スマートシティのモデル都市へと成長させていくことを目的とする。

3 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 暑さ対策産業の創出支援

- ・令和6年度に実施したクールシティワークショップで形成されたチーム活動の継続的支援を行うこと。
- ・令和6年度に実施したクールシティワークショップで発表されたアイデアの事業化検討及び市民理解促進のための支援を行うこと。
- ・都市の暑熱環境に対応する新製品やサービスを開発する企業に対し、伴走型の支援を提供するとともに、実証実験や市場導入のための調整（以下「実証実験

等」という。)を行うこと。なお、実証実験等は、熊谷市内のリソースだけでなく、市外の実績ある企業と積極的に連携し、地域の発展につながる戦略を検討すること。また実証実験等は、市が主催する予定のクールシティワークショップ（６月～１０月）の一環として設計すること。

- ・実証実験等に当たっては、本市が進めるスマートクールシティの考え方を踏まえ、気象観測分野において地元大学等との連携・調整を図ること。
- ・令和８年度に実証実験等を実施するため、候補企業の公募を行うこと。
- ・以上の取組を広く発信する方策を講じること。

(2) 様々な気象に対応するまちづくりデータ作成業務への支援

- ・市が主催する予定のクールシティワークショップ（６月～１０月）において、まちづくりと連動した装置等（椅子やタープ等）の設置を支援する。その際は、まちづくり団体や地元大学等との連携を行うこと。

また、装置等の設置にかかる費用に関しては、まちづくり団体及び市と協議の上、一部負担すること。

- ・クールシティワークショップを通じた、観測手法、デジタルデータ蓄積、まちづくりに繋げるノウハウの蓄積と他自治体への提供を視野に入れ、市と協議の上で、受け皿となるＮＰＯ法人等の団体に対し、運営方法に対する助言を行い、次の支援策を講じること。

- デジタル実装の優良事例を支えるサービス／システムのカタログ（デジタル庁）への掲載
- 受け皿となるＮＰＯ法人等の団体が立ち上げる予定のホームページ作成等

(3) (1)(2)にかかる市・地元大学・市内外企業間の全体マネジメント業務

5 成果品

(1) 成果品の検査

受注者は、業務完了時に発注者の成果品検査を受けなければならない。成果品検査において修正を指示された場合は直ちに修正しなければならない。なお、成果品の提出期限は令和８年３月３１日とし、提出期限前であっても、甲は業務のうち完成した成果品について提出を求めることができるものとする。

また、成果品の検査完了後といえども、成果品に明らかに乙の責に帰すべき瑕疵が発見された場合は直ちに当該成果品の修正を行わなければならない。

(2) 業務の完了

本業務は、前条の検査に合格し成果品を甲に引き渡した時をもって完了とする。

(3) 納入場所

本業務の成果品の納入場所は、熊谷市市長公室政策調査課とする。

(4) 成果品

業務の成果として「2 業務内容」の事項を取りまとめ、報告書の作成を行う。

ア 報告書：A4 版、日本語により作成すること（2 部）

イ 上記報告書の電子データ

ウ その他委託者が指定するもの

※ 電子データはCD-ROM等で提出すること（1 部）

※ 電子データは全て、直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）についても納品すること。また、編集が可能であるデータ形式（MS-Word, MS-Excel, MS-PowerPoint 等）で原稿及びその添付図（グラフ・図形・写真等）、根拠資料等一式とすること。

6 見積方法

事業の実施に関し、4 及び 5（4）の項目ごとに必要な費用の総額及び内訳を記載すること。必要に応じ、内容が分かる別紙を添付すること。

7 その他

本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。